

(仮 訳)

プレス・リリース

2016 年 4 月 6 日  
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」の公表及び「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みへのよくある質問(FAQ)」の更新について

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」と題する市中協議文書および「よくある質問(FAQ)」への回答を公表しました。

バーゼルⅢの枠組みでは、リスクベースの自己資本比率を補完する指標として、簡素で、透明性の高い、非リスクベースのレバレッジ比率が導入されました。本市中協議文書は、2014 年 1 月に公表された基準に対する見直しを提案するものです。今回の枠組み見直しの提案は、バーゼル委が 2016 年末までに最終化するとしている一連の規制見直しプログラムの主要な要素の一つです。

この市中協議文書における提案は、2013 年以降のレバレッジ比率規制の試行期間や、市場参加者および関係者からのフィードバック、2014 年の基準公表以降に寄せられた FAQ のプロセスにおいて得られた情報をもとにしたものです。

具体的に提案されている見直しには以下のものを含みます。

- バーゼル委は、デリバティブ・エクスポージャーの計測方法として、カレントエクスposure方式(CEM)に代え、カウンターパートイ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法(SA-CCR)を修正して利用することを提案。
- 会計基準間の整合性を確保するため、金融資産の通常の方法による売買の取扱いに関して 2 つのオプションを提示。
- 二重計上を避けるため、引当金のほか、低流動性資産の規制上の価値調整(prudential valuation adjustments)の取扱いを明確化。
- オフバランスシート項目の掛け目(credit conversion factor)について、リスクベース規制における信用リスクに係る標準的手法に関する提案との整合性を確保。

また、バーゼル委は、グローバルにシステム上重要な金融機関に対するレバレッジ比率の追加的要件についてもコメントを求めていきます。

これらの提案に関する最終的なデザインと水準調整は、今後実施される包括的な定量的影響度調査に基づいて決定されます。

グローバルに整合的なバーゼル規制の実施を促すため、バーゼル委は定期的に FAQ を検討し、必要な規則文書の技術的な解説と解釈上のガイダンスを公表しています。本日、バーゼル委は、レバレッジ比率の枠組みに関する第 3 次 FAQ に関する回答を公表しました。

バーゼル委は、本市中協議文書に関するコメントを歓迎します。提案に対するコメントは、2016 年 7 月 6 日(水)までに、次のリンク:<http://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm> を使用してアップロードしてください。すべてのコメントは、提供者が特に機密の取扱いを求める限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されます。